

令和6年6月27日

働き方改革推進パッケージ『未来に向けた「10」のチャレンジ』

「部活サポート職員制度～ブカ☆サポ～」始めます！

働き方改革推進パッケージ『未来に向けた「10」のチャレンジ』の1つでもある「部活動指導員の拡充」にあたり、部活動担当教員の負担軽減と長時間労働を改善し、教材研究や生徒と向き合う時間等を確保できる環境を整えるため、令和6年7月より新たに市職員による部活動指導員を配置いたします。

記

1 部活動指導員とは

学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員である。

※ 部活動指導員配置状況（令和6年6月27日現在 10名）

2 任用開始日 令和6年7月1日（月）

3 勤務時間について（福島市職員の兼業についてによる）

（1）学校長が指定する時間とする。

※ 本来の業務に支障をきたさない勤務となるよう留意する。

（2）兼業（部活動指導員）の時間数は、週8時間、月30時間以内とし、年間の勤務時間の上限は、336時間とする。ただし、年度途中の任用の場合は、月28時間×任用月数を上限とする。

※ 市職員としての勤務がある日は、1日3時間以内の勤務とする。

（3）通勤手当については、実態に応じ別途支給する。

（4）営利企業等従事許可申請書「様式第10号（第24条関係）」を提出する。

4 今後の配置について

令和6年度は、学校長からの推薦があった市職員の中から、予算の範囲内において最大5名の任用を行う。

担当：学校教育課指導係
課長 穂積 指導主幹 齋藤
電話 024-525-3782（直通）

「部活サポート職員制度～ブカ☆サポ～」始めます！



(1) 内 容

中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る技術的な指導に従事する学校の職員

➡ **対象を市職員へ拡大**

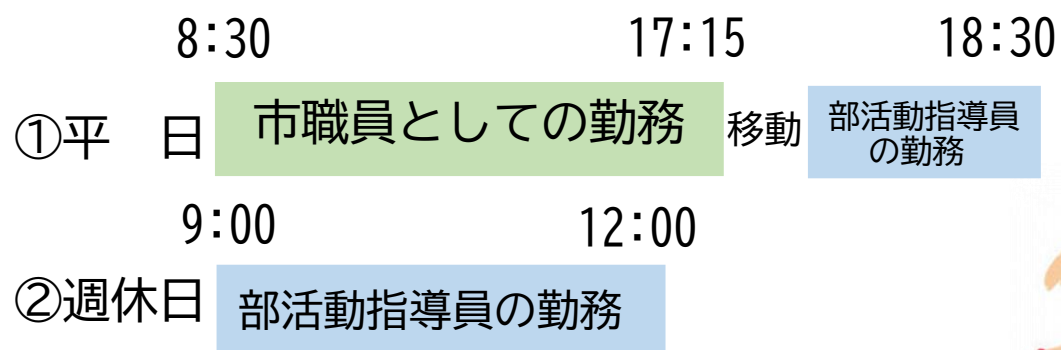


(2) 勤務時間等

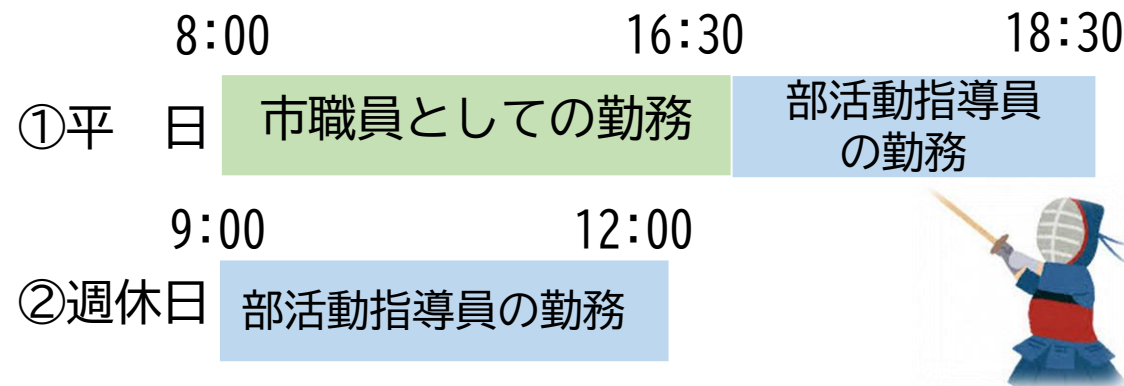
- ・ 学校長が指定する時間
- ・ 本務以外の時間で週8時間、月30時間以内とし、年間の勤務上限時間は336時間
- ・ 営利企業等従事許可申請書を提出



ケース1：本庁に勤務する市職員がA中学校に配置



ケース2：B中学校に勤務する市職員がB中学校に配置



(3) 任用開始日

令和6年7月1日(月)～ **学校長の推薦**により順次、任用開始